

びわこリハビリテーション専門職大学 競争的資金等規程

2020年5月1日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、びわこリハビリテーション専門職大学（以下「専門職大学」という。）の研究者が、研究開発等により学外から獲得する資金等（以下「競争的資金等」という。）の取扱いについて、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「競争的資金等」とは次のものをいう。

- (1) 研究者の提案に基づいて実施される研究開発に対して、文部科学省・文部科学省所管の独立行政法人及び他府省より提供される公的研究費補助金
- (2) 企業、財団法人、NPO等からの受託研究費、奨学寄附金、研究助成金等の外部資金

(最高管理責任者)

第3条 専門職大学に、競争的資金等に関する運営及び管理の最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、専門職大学全体を統括し、競争的資金等の運営及び管理について最終責任を負う。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、次条の統括管理責任者及び第5条のコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 4 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、不正防止対策の基本方針や重要事項を審議する役員会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果などについて大学運営会議構成員と審議を進める。
- 5 最高管理責任者が自ら部局などに足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第4条 専門職大学に、競争的資金等に関する運営及び管理の統括管理責任者を置き、副学長またはセンター長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、競争的資金等の運営及び管理について最高管理責任者を補佐し、全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- 3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状

況を最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 専門職大学に、競争的資金等に関する運営及び管理のコンプライアンス推進責任者を置き、学部長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部局等における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持ち、対策を実施する。また、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 3 不正防止を図るため、部局等内の競争的資金等の運営及び管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費などの運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。
- 5 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善指導しなければならない。

(コンプライアンス推進副責任者)

第6条 専門職大学に、コンプライアンスの推進に関する管理等を行わせるため、コンプライアンス推進副責任者を置き、各学科学科長及び研究倫理委員会委員長を充てる。

- 2 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示のもと、コンプライアンス推進責任者が行う業務について具体的な対応を推進するものとする。

(研究倫理教育責任者)

第7条 専門職大学に研究倫理教育責任者を置き、研究倫理委員会委員長を充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、組織的に研究活動に関わる者を対象として研究倫理教育を定期的に行わなければならない。

(職名の公開)

第8条 前4条の責任者(以下「各責任者」という。)を置いたとき、またはこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

(誓約書の提出)

第9条 競争的資金の運営及び管理に関わる全ての構成員は、誓約書を提出しなければならない。誓約書の提出を競争的資金等の申請の要件とし、提出がない場合は競争的資金等の運営

及び管理に関わることができないものとする。

(不正防止計画の実施)

第10条 最高管理責任者及び統括管理責任者は、競争的資金等に関する運営及び管理に対して不正防止計画を策定し、不正防止に努めなければならない。

- 2 最高管理責任者は、専門職大学全体の観点から、不正防止計画推進者を置き、専門職大学センター長をもって充てる。
- 3 不正防止に関する必要な事項は、別に定める。

(研究費の適正な運営・管理)

第11条 総務グループは、予算執行が当初の計画どおり進んでいるかを確認し、著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があればコンプライアンス責任者に報告しなければならない。コンプライアンス責任者は報告内容を最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者及び統括管理責任者は、前項において問題があると判断した場合は、改善策を講じなければならない。
- 3 物品発注手続き及び物品検収業務に関する必要な事項は、別に定める。
- 4 換金性の高い物品については、所在が分かるよう記録し、適切に管理する。
- 5 謝金・旅費等の支給を受ける学生等に対しては、契約時に面談を行い、ルール遵守することを説明する。

(間接経費の譲渡)

第12条 研究代表者及び研究分担者は、間接経費を本学に譲渡しなければならない。

(利子の譲渡)

第13条 研究代表者及び研究分担者は、直接経費に関して生じた利子を本学に譲渡しなければならない。

(相談窓口の設置)

第14条 競争的資金等に関する事務処理手続き及び研究費使用に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置き、総務グループをもって充てる。

- 2 相談窓口は、競争的資金等に関する事務処理手続きについての学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(通報窓口の設置)

第15条 専門職大学における研究活動等の不正行為に適切に対応できるようにするため、専門職大学内外からの通報の窓口を置き、総務グループをもって充てる。

2 通報窓口に関する必要事項は、別に定める。

(競争的資金の監査のあり方)

第16条 最高管理責任者は、競争的資金等の使用状況や納品の状況等、事実関係の厳密な確認等を含めた、徹底的な監査を実施しなければならない。

2 最高管理責任者は、競争的資金等の適正な管理を行うため、適切な監査人を指名しなければならない。

3 最高管理責任者は、外部の会計監査人に監査を依頼することができる。

(監事の役割)

第17条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。

2 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

この規定は、2021年8月1日から施行する。

【様式1】

びわこリハビリテーション専門職大学 学長 殿

誓約書

私は、科学研究費などの競争的資金等による研究を遂行するにあたって、関係する法令・通知及び本学が定める規程等を遵守いたします。

又、公的研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分理解し、公正かつ効率的な使用、管理を行い、運営、管理に携わる者として、コンプライアンス及び研究者としての行動規範を遵守し、研究において不正行為を行わないことを約束いたします。

万一、私が不正を行った場合は、本学及び資金配分機関の処分を受けること、さらに法的な責任を負うことを承諾いたします。

年 月 日

住 所

名 前

印